田川市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成２６年６月２６日策定
令 和 ７ 年 １ 月 ７ 日改正

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成２２年法律第３６号。以下「法」という。）第１２条第１項の規定に基づき、福岡県内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針（平成２４年１月３０日付け林振第２６９８号）に即して、市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針を以下のとおり定めるものである。

第１　趣旨

法に基づく国及び県の方針に即し、木材利用を促進することは、健全な森林育成、地球環境の保全、循環型社会の形成、森林の有する多面的な機能の発揮等、地域の活性化に貢献することから、市内の建築物等における木材の利用の促進を図るものである。

第２　基本的事項

１　木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、建築物における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材育成等を図るため、ＣＬＴ（板の層を各層で互いに直交するよう積層接着した厚型パネルをいう。）や木質耐火部材等の普及や木材建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及の促進、関係団体と連携した中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材の育成、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　住宅における木材の利用の促進

市は、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対する情報提供、木造住宅に関する展示会の開催、その他需要の開拓に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　建築物木材利用促進協定制度の活用

（１）建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第１５条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の周知に努めるものとする。

（２）建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合は、法の目的や基本理念及び本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

（３）建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定に即した活動を促進するため、木材利用に係る支援制度や技術的な情報の提供、財政上の配慮等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、協定や取組の内容をホームページで公表する等の情報発信を行う。

４　木材の利用の促進の啓発

市は、関係団体と連携し、市民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用促進を図る。また、ホームページやパンフレット等を活用した事例紹介等により、木材の利用が地球温暖化の防止、循環型社会の形成、山村地域の活性化に貢献すること等の木材利用の効果について積極的かつ定期に市民への普及啓発を行う。

特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間においては、木材利用に関する関連イベントの実施に努めるとともに、各種媒体における情報発信等により、市民の間に広く木材利用の関心と理解を深めるものとする。

５　木材の利用を促進する公共建築物

本方針における公共建築物とは、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物（公共団体以外の者が整備するものを含む。）であり、例えば次のような建築物が含まれる。

⑴　市が整備するもの

学校、社会福祉施設（福祉センター、保育所等）、運動施設（体育館、プール等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、本市の事務事業の用に供される建築物が含まれる。

⑵　市以外の者が整備するもの

文化・福祉の向上に資するなどの公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所等）、病院・診療所等の建築物が含まれる。

6　木材利用の具体的方針

公共建築物の整備等を行うものは、積極的な木材の利用に努めるものとする。なお、木材の利用に当たっては、県産木材の積極的な使用に努めることとする。

また、公共建築物を整備するものは、この方針に沿って建築基準法その他の法令に基づく基準により木造化することが困難な場合を除き、木造化に努めるものとし、木造化が困難な場合にあっても、可能な限り内装等の木質化に努めるものとする。

（注１）「県産木材」とは、福岡県内で育成、伐採された木材をいう。

（注２）「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分に木材を利用することをいう。

（注３）「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築等に当たり、屋内に面する部分及び屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

（注４）「木造化することが困難な場合」とは、法令に基づき耐火建築物とすることや主要構造部を耐火構造とすることが求められている中高層等の建築物及び建築物に求められる機能等の観点から木造化がなじまないと判断される公共建築物（建築物の例：災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設や文化財等を収蔵又は展示する施設で保安又は防火上の目的から木造以外の構造とすべき施設など）の場合をいう。

第３　市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1　公共建築物の木造・木質化の推進

原則として、全ての低層の公共建築物について木造化に努めるとともに、高層、低層にかかわらず、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化に努めるものとする。

2　その他

公共建築物の公共工事において使用される工事資材、公共建築物において使用される備品及び消耗品について、木材又は木材を原材料として使用したものの利用に努めるものとする。

第４　その他、公共建築物等における木材の利用の促進に必要な事項

1　整備体制に関する事項

公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、施設関係課が協議を行い、公共建築物における木材の利用の促進を図るものとする。

また、市は、国及び県と連携し、地方公共団体以外の者が整備する公共建築物等の情報や公共建築物等における木材の利用の促進に関する施策についての情報を収集し、木材の利用の促進を図れるよう情報を提供するなど必要な支援を行うものとする。

2　コスト面での考慮

木材の利用に当たっては、建築コストの適正な管理を行うだけでなく、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても計画・設計等の段階から十分留意するものとし、総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。